告

## 通

# 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正等(DPC/PDPS)

令和3年4月20日 告示第181号,保医発0420第2号

【解説】厚生労働大臣が定める傷病名, 手術, 処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部が改正され, 告示と 関連通知が発出されました。4月21日からの適用です。

厚生労働大臣が定める傷病名, 手術, 処 置等及び定義副傷病名の一部改正(告 示第 181 号第 1 条)

[p.112 右段 10 行目, (2020 年 9 月号 p.77 で最終訂正), /p.112 右段 12 行目の次に下線部挿入]

#### 040040 胚の悪性腫瘍

#### 手術・処置等 2

⑥ クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、 セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレク チニブ, テポチニブ塩酸塩, カプマチニブ塩酸塩, ブリグチニブ, オシメルチニブメシル酸塩

[p.297 右段 14 行目, (2020 年 6 月号 p.103 で最終訂正), /p.297 右段 15 行目の次に下線部挿入]

#### 130030 非ホジキンリンパ腫

手術・処置等 2

:

⑥ ベンダムスチン塩酸塩、ボルテゾミ ブ、アレムツズマブ、イブルチニブ、ベ ネトクラクス、オファツムマブ、チラブ ルチニブ塩酸塩、アカラブルチニブ

#### 厚生労働大臣が指定する病院の病棟にお

ける療養に要する費用の額の算定方法 第1項第5号に基づき厚生労働大臣が 別に定める者の一部改正(告示第181 号第2条)

(p.436 右段最下部に下線部訂正し挿入, (2020 年 6 月号 p.101 で最終訂正), / p.438 右段 5 枠目, 下線部訂正)

33 アベルマブ(遺伝子組換え) 3225、 (当該薬剤の添付文書にお いて記載された効能又は効 果及び用法又は用量(令和 元年12月20日に、医薬 品医療機器等法第14条第 13項の規定により、既に 承認された効能又は効果及 び用法又は用量の変更につ いて承認されたものに限 る)に係るものに限る〕

70



アベルマブ(遺伝子組換え) 3248. (当該薬剤の添付文書にお 3249. いて記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和 3255. 3 年 2 月 24 日に、医薬 3258. 品医療機器等法第 1 4 条第 3259. 13 項の規定により、既に 3263. 承認された効能又は効果の 3266. 変更について承認されたも 3267 及び 01に限る)に係るものに限る 3271		
いて記載された効能又は効 果及び用法又は用量(令和 3年2月24日に、医薬 品医療機器等法第14条第 13項の規定により、既に 承認された効能又は効果の 変更について承認されたも 3267及び	アベルマブ(遺伝子組換え)	3248,
果及び用法又は用量(令和3255,3年2月24日に、医薬3258,3259,13項の規定により、既に3263,266,変更について承認されたも3267及び	〔当該薬剤の添付文書にお	3249,
3年2月24日に、医薬 3258, 品医療機器等法第14条第 3259, 13項の規定により、既に 3263, 承認された効能又は効果の 3266, 変更について承認されたも 3267及び	いて記載された効能又は効	3252,
品医療機器等法第 14 条第 3259, 13 項の規定により、既に 3263, 承認された効能又は効果の 3266, 変更について承認されたも 3267 及び	果及び用法又は用量(令和	3255,
13 項の規定により、既に 3263, 承認された効能又は効果の 3266, 変更について承認されたも 3267及び	3年2月24日に、医薬	3258,
承認された効能又は効果の 3266, 変更について承認されたも 3267 及び	品医療機器等法第 14 条第	3259,
変更について承認されたも 3267 及び	13項の規定により、既に	3263,
	承認された効能又は効果の	3266,
のに限る)に係るものに限 3271	変更について承認されたも	3267 及び
3)	のに限る) に係るものに限	3271
100	<u> </u>	

#### [p.436 右段最下部, (2021 年 3 月号 p.90 で 最終訂正), / p.441 右段最下部の次に挿入]

79	<b>リバーロキサバン</b> (ドライ	2432
	シロップに限る)〔当該薬	
	剤の添付文書において記載	
	された効能又は効果及び用	
	法又は用量(令和3年1	
	月22日に、医薬品医療機	
	器等法第14条第1項の	
	規定により承認されたもの	
	に限る)に係るものに限る〕	
80	ブリグチニブ〔当該薬剤の	1953

添付文書において記載され

は用量(令和3年1月 22日に, 医薬品医療機器 等法第14条第1項の規 定により承認されたものに 限る)に係るものに限る〕 81 ベロトラルスタット塩酸塩 3630 〔当該薬剤の添付文書にお いて記載された効能又は効 果及び用法又は用量(令和 3年1月22日に、医薬 品医療機器等法第 14 条第 1項の規定により承認され たものに限る)に係るもの に限る) 82 ガルカネズマブ (遺伝子組 1759 換え)〔当該薬剤の添付文 書において記載された効能 又は効果及び用法又は用量 (令和3年1月22日に, 医薬品医療機器等法第 14

条第1項の規定により承

認されたものに限る) に係

るものに限る〕

た効能又は効果及び用法又

剤の添付文書において記載 された効能又は効果及び用 法又は用量(令和3年1 月22日に、医薬品医療機 器等法第14条第1項の規 定により承認されたものに 限る)に係るものに限る〕 84 ジメチルスルホキシド〔当 3307 及び 該薬剤の添付文書において 3309 記載された効能又は効果及 び用法又は用量(令和3 年1月22日に、医薬品 医療機器等法第 14 条第 1 項の規定により承認された ものに限る)に係るものに 限る〕 85 **アキシカブタゲン シロル** 3539 から **ユーセル**(当該薬剤の添付 3547 まで 文書において記載された効 及び 3551 能,効果又は性能及び用法,から3562 用量又は使用方法(令和3)まで 年1月22日に、医薬品 医療機器等法第23条の 25 第 1 項の規定により承

認されたものに限る)に係

るものに限る〕

### 保医発 0420 第 2 号

[p.437 最下部に下線部訂正し挿入, (2020 年 6 月号 p.102 で最終訂正), /p.442 下から 7 枠目, 下線部訂正]

告示 番号	薬剤名	銘柄 (参考)	適応症	ICD-10(参考)
33	アベルマブ(遺伝	バベンチオ点滴静注 200mg	根治切除不能又は転移性の腎細胞癌	C64, C790
	子組換え)		根治切除不能な尿路上皮癌における化学療法後の維持療法	C65, C66等

83 **乾燥濃縮人 α 1-プロテイナ** 3205 から

ーゼインヒビター〔当該薬 3210まで

#### [p.437, 別表の最下部に挿入, (2021 年 3 月号 p.91 で最終訂正), /p.444 最下部に挿入]

告示	東			
番号				ICD-10(参考)
79	リバーロキサバン	イグザレルトドライシロップ小児用 51.7mg イグザレルトドライシロップ小児用 103.4mg	静脈血栓塞栓症の治療及び再発抑制	1802, 1269
80	ブリグチニブ	アルンブリグ錠 30mg アルンブリグ錠 90mg	ALK 融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	C340, C341等
81	ベロトラルスタッ ト塩酸塩	オラデオカプセル 150mg	遺伝性血管性浮腫の急性発作の発症抑制	D841
	(遺伝子組換え)	エムガルティ皮下注 120mg オートインジェクター エムガルティ皮下注 120mg シリンジ	片頭痛発作の発症抑制	G43\$
83	乾燥濃縮人 $\alpha_1$ -プロテイナーゼインヒビター	リンスパッド点滴静注用 1000mg	重症α 1-アンチトリプシン欠乏症	E880
84	ジメチルスルホキ シド		間質性膀胱炎(ハンナ型)の諸症状(膀胱に関連する慢性の骨盤部の疼痛,圧迫感及び不快感,尿意亢進又は頻尿等の下部尿路症状)の改善	
85	アキシカブタゲンシロルユーセル		以下の再発又は難治性の大細胞型 B 細胞リンパ腫 ・びまん性大細胞型 B 細胞リンパ腫,原発性縦隔大細胞型 B 細胞リンパ腫,原発性縦隔大細胞型 B 細胞リンパ腫 ただし,以下のいずれも満たす場合に限る。 ・CD19 抗原を標的としたキメラ抗原受容体発現 T 細胞輸注療 法の治療歴がない ・自家造血幹細胞移植に適応がある患者であって,初発の患者で は化学療法を 2 回以上,再発の患者では再発後に化学療法を 1 回以上施行したが奏効が得られなかった若しくは自家造血幹細胞移植後に再発した場合,又は自家造血幹細胞移植に適応がな い患者	